

【別紙】 燃油サーチャージ適用表

レベル	指標燃油価格	TC1/2 宛	TC3 宛	
			遠距離宛 (右記以外の TC3)	近距離宛 (香港、中国、韓国)
	(米ドル/バレル)	サーチャージ額(¥/kg)		
6	60	44	37	31
<b>5</b>	<b>55</b>	<b>37</b>	<b>31</b>	<b>26</b>
4	50	30	25	21
3	45	23	19	16
2	40	16	13	11
1	35	9	7	6
0	30(基準値)	廃止		

1. 額改定適用開始日

額改定時の適用開始は各月の 1 日か 16 日とします。

2. 適用する燃油価格

額改定に関する政府認可申請の際、1 日適用開始の場合は**前月 20 日**、16 日適用開始の場合は**同月 5 日**時点で 14 連続営業日以上、上回る/下回る燃油価格(シンガポールケロシン)を原則適用します。

※ 5 日、20 日が非営業日の場合は、その前の最も近い営業日の価格を適用します。

3. 減額及び廃止条件

- ・USD65.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥44、¥37、¥31 に減額
- ・USD60.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥37、¥31、¥26 に減額
- ・USD55.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥30、¥25、¥21 に減額
- ・USD50.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥23、¥19、¥16 に減額
- ・USD45.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥16、¥13、¥11 に減額
- ・USD40.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥9、¥7、¥6 に減額
- ・USD35.00 を 14 営業日連続して下回った場合、廃止

以上